＜事例＞　大学生であるＡ君（18）は、現在住民票を実家から移さないまま、下宿先で一人暮らしをしている。Ａ君はＮＨＫが受信可能なＴＶを持っているが、普段は民放しか見ない。ある日いつものようにＴＶを見ていた時、ＮＨＫの集金人が訪ねてきた。集金人が「ＮＨＫを受信可能なＴＶがあるならば、受信契約をしなければならない」と言ったので契約した。それから数日後ＮＨＫから受信料の請求書が送られてきた。この場合Ａ君は受信料を払わなければならないか？

では、Ａ君の事例について考えてみよう。

放送法より

（受信契約及び受信料）

第32条　協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

２　協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

３　協会は、第１項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

　32条１項より、受信設備を設置した者は受信についての契約をしなければならない。そのため、法文上A君もNHKと契約しなければならない。

　32条２項を反対解釈すると契約を締結した者には受信料支払い義務が発生する。

つまり　放送法の規定では

「受像機設置＝契約義務発生＝受信料支払義務発生」ということ。

（ただし、実際は、「契約日に支払い義務が発生」ということであり、「設置日＝支払い義務発生日」ではない。よって、支払義務が発生するのは受像機を設置した時ではなくて契約した時から。札幌地裁Ｈ２２．３．１９）

・なぜ実際には契約した時が受信料支払い義務発生日なのか？

・集金人が来ない人は？

ところで、Ａ君は未成年なので、契約を取り消すことができる。

民法より

『年齢二十歳をもって、成年とする。（４条）』

『未成年者が売買・贈与等の法律行為をするには、原則として、法定代理人の同意が必要である（5条）』

『（法定代理人の）同意なしに未成年者が行った行為は未成年者および法定代理人が取り消すことができる（120条）』。

また、放送法の「契約を締結した者」（32条）より、完全に契約を締結していることが要件として考えられる。よって、未成年者であるA君が単独でNHKと契約することはできないように思われる。

ということで、もしＡ君が親権者（法定代理人）の同意を得られなければ契約は取り消し。受信料の支払義務はなくなる。

A君が親権者の同意を得れば契約は成立し、支払義務が発生する。

このように考えるのが原則だが、例外として契約が無効にならない場合がある。

民法５条③　第一項の規定に関わらず、法定代理人が処分を許した財産はその目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも同様とする。

よって、ＮＨＫ受信料がＡ君のお小遣いから十分に払える範囲なら、親が受信料としてお金をくれなくても支払い義務が発生する。

もし払えなければ、契約を解除してテレビの視聴をやめなければならないことになる。

放送法３２②の「総務大臣が認可を受けた基準」とは以下のようなもので、A君はあてはまらないためである。

総務大臣の（免除される）基準　32条2項　　　　参考：NHK受信料の窓口

　全額免除

公的扶助受給者（生活保護等）

身体障害者

精神障害者

知的障害者

社会福祉業施設入所者

社会福祉施設に設置してあるテレビ

学校

災害被災者（届け出が必要なし）

　半額免除

視覚聴覚障害者

重度の身体障害者

重度の精神障害者

重度の戦傷病者

では、契約が成立しているのにＡ君が受信料を支払わなければどうなるか？

NHKに民事訴訟を起こされる可能性があるが、そのような判例はない。

なぜ？

ＮＨＫが「訴えの取下げ」をしているから。

訴えの取下げとは？

原告の、裁判所に対する審判要求としての申立ての全部または一部を撤回する旨の意思表示。これによって訴訟は終了。初めから訴訟が係属しなかったものとみなされる。

（出典：みなとみらい司法書士事務所<http://www.office-minatomirai.net/>）

なぜ訴えの取下げをするのかというと、おそらく・・・

・敗訴したくないから。
・未成年者からも集金しているということを広く世間に知られたくないから。